

令和7年7月24日

日本行政書士会連合会 御中

農 林 水 産 省
新事業・食品産業部
新事業・食品産業政策課
企 画 グ ル ー プ

食料システム法に関する地方説明会の周知について（依頼）

日頃より、農林水産行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

食品産業による食品等の持続的な供給に向けた事業活動の促進と合理的な価格形成に向けた施策を一体的に推進するための「食料システム法（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律）」が本年6月に成立しました。

食料システム法では、食品産業の持続的な発展に向けて取り組む食品等事業者への計画認定制度を設け、認定を受けた企業に対する金融支援や税制優遇措置などを設けています。

本計画制度は本年10月に開始される予定ですが、円滑な食料システム法の施行に向けて、別添のプレスリリースの通り、地方ブロック別の説明会を開催することとしました。貴連合会所属の行政書士の皆様にも、本制度を知っていただき、日々の企業支援の業務の中で活用して頂きたいと考えており、各都道府県行政書士会への周知をお願いいたします。

※最寄りブロックの説明会が終了している場合、オンラインであれば他のブロックの説明会に参加いただけますので、ご希望される場合は、別添プレスリリースを参考に他地域の説明会に登録願います。

（別添資料）

- ・食料システム法に関する地方説明会の開催及び参加者の募集について
- ・食料システム法概要パンフレット
- ・食品産業の発展に向けた計画認定制度
- ・食品産業の皆さまへ